

1 目的

- (1) 健全な心身の育成と技術の向上を図る。
- (2) 集団の質を高め、自主的・民主的な人格を形成する。
- (3) ルールを守り規律ある行動性を培う。
- (4) 協力して安全に行う力を養う。

2 設置部活動

- 【体育系】陸上競技部、ソフトボール部、バレーボール部、バスケットボール部男子・女子、サッカー部、卓球部男子・女子、ソフトテニス部男子・女子、軟式野球部
- 【文化系】吹奏楽部、科学文芸部、美術部

3 予算について

- (1) 生徒総会において承認・決定された予算を各部で執行する。
- (2) その他、活動に必要な費用は校長・顧問の承認を得て徴収する。

4 入部・転部について

- (1) 部活動は、放課後に行う教科外の特別活動であり、入部・転部は生徒の自由意志によるものとするが、原則として全員加入制とする。
- (2) 部活動は3年間同一の部に所属することを原則とする。1年生は入部届け、2・3年生は継続確認書を提出する。
- (3) 入部・転部については、保護者・担任・顧問の同意のもとに行うこととし、所定の用紙(入部届・退部届)を提出する。

転部は、保護者の同意(確認)があった上で、本人・担任・前顧問との面談後、本人・担任・次顧問との面談を必ず行うこと。

5 活動計画について

- (1) 「年間活動計画」については、年度当初に校長に提出し、承認を受けること。
- (2) 「月間活動計画」については、毎月25日までに校長に提出し、許可を受けること。
- (3) 土・日曜日及び祝日に実施する場合や校外で活動する場合は、所定の用紙を提出し許可を受けること。

6 活動時間等について

- (1) 合理的でかつ効率的・効果的な練習を行い、長くとも平日は、2時間程度(朝練習を含む。)、土・日曜日及び祝日は、3時間程度とする。
なお、練習時間には、移動や準備、片付けの時間は含まない。
- (2) 長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずる。
- (3) 朝練習の活動は、7時30分～8時までとする。準備が必要な場合でも7時10分より早く登校しない。(安全上)平日の休養日の朝練習は、行わない。
- (4) 家庭訪問・三者面談期間中の活動時間は、別途連絡する。
- (5) 定期テスト前の活動停止は、基本3日前からとする(休日を含めない)。
- (6) 活動時間の延長は、中体連主催公式戦・府コンクールなどは、1週間以内とし、教職員全体で確認(職朝)をした上で行う。延長時間は30分とし、必ず顧問がついて指導する。(安全面・生徒指導面を考慮し、顧問がつけられない状況で延長をしない。)

7 休養日について

- (1) 休養日は、週あたり土・日曜日を含む2日以上設定することとし、水曜日は、原則として部活動を行わず休養日とする(朝練習も行わない。)
- (2) 大会及び発表会等への参加などで、土・日曜日両日とも活動した場合は、他の曜日で休養日を確保する。

8 活動場所

- (1) 各部とも、所定の場所で活動する。カバンや荷物は、各部とも所定の場所に持って行き、教室には置かない。部活動終了後は、荷物を持ってそのまま下校する。
- (2) 部活動部会の場所は、別途教室掲示する。

9 規律

- (1) 部活動中の服装は、制服、体操服及び部で指定されたユニフォームや練習着を着用する。学校や部で指定された防寒着(ウインドブレーカーな等)を着用してもよい。
- (2) 練習時間(朝練習開始時間)及び完全下校の時間を必ず守る。
- (3) 用具の片付け、活動場所の整備・清掃・戸締まりは各部で責任をもって行う。
- (4) 水筒を持参してもよい。平日については、中身はお茶とする。休日及び長期休業中については、スポーツ飲料、補食も可とする。
- (5) ジュースや菓子類は認めない。(熱中症対策の品については、顧問の管理下で飲食すること。勝手な判断で飲食することのないようにする。)
- (6) 朝練習は、生徒の体調や学校生活に支障のないように活動するものとし、必ず顧問がついて指導する。体育館・用具庫の鍵の貸出は顧問が行う。朝練習後の体育館は消灯・施錠を行う。
- (7) 1年生の朝練習参加は、早くても一学期の中間テスト以降とする。
- (8) 朝の練習終了後は、速やかに更衣を済ませ、8:20までに教室に入る。始業時(8:25)に遅れた場合は、朝練習を停止する。
- (9) 体育の授業を「体調不良」や「ケガ」で見学している場合は、運動部活動を行わない。(見学として参加するか、速やかに下校をする。)
- (10) 体調不良や用事で下校、クラスの活動で遅刻する場合は、部活動欠席(遅刻)届を記入し、担任印をもらい部活動開始前に必ず顧問に提出する。
- (11) 部活動に使用する個人の持ち物は、部活動終了後必ず持ち帰る。

10 学校規則違反及び部活動規定違反

- (1) 部員が、学校規則の違反(登下校も含む)や部活動規定の違反をした場合は、部会を持ち改善に向けての取組(校内奉仕活動など)を行う。

11 対外試合

- (1) 対外試合を行う場合は、大成中学生としての自覚を持ち、規律ある行動をとる。
- (2) 会場での服装については、ユニフォーム、体操服、制服など指定のものを着用する。
- (3) 公式戦・練習試合の応援については、原則禁止とする。(兄弟の応援を親に連れてもらう場合は制服とする。その場合は、私服、携帯電話(スマホ)の使用、お菓子類・ジュースの飲食は一切禁止である)
- (4) 自転車を使用する場合は、ヘルメットを着用し、交通に十分注意をする。また、ヘルメットを借りた場合は、必ず顧問に返却する。
- (5) 校区外での試合を実施する場合、校区内で集合・解散をしてもよい。
- (6) その他については、口丹波中学校体育連盟申し合わせ事項を厳守すること。

10 その他

- (1) 3年生について、引退後は活動に参加をしない（朝・休日の練習・卒業式後も）。OB戦の実施はこれに当てはまらない（異装・不要物・不要飲食は禁止）。ただし、進路決定後、高校側から依頼（文書・電話）がある場合に限り全教職員で確認し、朝・休日の練習のみ参加を認める。
- (2) 緊急の連絡については、部内の連絡網（家庭の電話）で行う。
（※スマホやSNSでしか連絡できない体制にしない。）
- (3) 土日の活動で欠席や遅刻など連絡が必要な時は、顧問の緊急連絡先に連絡をする。
（学校へは連絡をしない）